

緊急事態宣言に伴う臨時休会制度について

東京都からの 20 時以降の外出自粛要請をうけ、20 時以降しか利用できない方については臨時休会制度を設けます。

臨時休会制度は緊急事態宣言期間のみの休会となり、詳細は以下の通りです。

・期間：1 月 8 日～緊急事態宣言解除まで

※緊急事態宣言終了後は自動的に休会終了となります。

・会費：臨時休会期間は原則無料

※但し、臨時休会期間以外は月会費を日割りにて頂戴いたします。

※月会費の日割り料金が 1,000 円(税抜)を下回る場合は、1,000 円(税抜)／月を頂戴いたします。

詳細は以下の通りとなります。

例：月会費が 7,480 円(税抜)の場合

1 月会費は 1,680 円(税抜)とさせていただきます。

$7480 \text{ 円} \div 31 \text{ 日} \approx 240 \text{ 円} / \text{日}$

・1 月 1 日～1 月 7 日(7 日間)

$240 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = 1,680 \text{ 円}$

・1 月 8 日～1 月 31 日(23 日間)

無料

現在 1 月会費は既に頂戴しておりますので、2 月会費で差額を調整させていただきます。

1 月会費差額： $7,480 \text{ 円} - 1,680 \text{ 円} = 5,800 \text{ 円}$

2 月会費： $7,480 \text{ 円} - 5,800 \text{ 円} = 1,680 \text{ 円(税抜)} \times 10\% = 1,848 \text{ 円(税込)}$

1 月 20 日のご請求は 1,848 円(税込)となります。

2 月会費も同様に通常営業日のみの日割り料金を会費とさせていただきます。

2 月会費が決まり次第、3 月会費で調整をさせていただきます。

※申し込み期間は 2021 年 1 月 15 日 20 時までとさせていただきます。

※臨時休会制度は緊急事態宣言の間は復帰することが出来ませんのであらかじめご注意ください。